

令和4年度 第1回静岡市再犯防止推進協議会 会議録

1 開催日時

令和4年6月23日（木）18時30分から20時30分まで

2 開催場所

静岡市役所新館8階 市長公室

3 出席者

天野早苗委員、泉谷雅委員、川島徹也委員、後藤清雄委員、齋藤寧委員、佐々木敏明委員、佐藤智俊委員、鈴木久義委員、鈴木秀直委員、津富宏委員、南部圭一郎委員、間光洋委員、松永厚司委員、山田博委員、吉原直深委員

4 傍聴者：1名

5 議事

（1）開会

（2）委嘱状の交付

（3）田辺市長挨拶

（4）委員自己紹介

（5）議事

①会長の互選について

②副会長の指名について（会長による指名）

③令和3年度 再犯防止推進事業 実績報告

④次期計画の策定について

（6）連絡事項

（7）閉会

6 会議内容

（1）開会

（2）委嘱状の交付

（3）田辺市長挨拶

（4）委員自己紹介

（5）議事

①会長の互選について

静岡保護観察所企画調整課長の吉原委員より、後藤清雄委員を推す声があり、全員了承の上、後藤清雄委員が会長に就任した。

②副会長の指名について（会長による指名）

後藤清雄会長から松永厚司委員を副会長に指名した。

③令和3年度 再犯防止推進事業 実績報告

事務局より資料1-1～1-4を使用して説明した。

④次期計画の策定について

事務局より資料2～4を使用して説明した。

- 事務局 事務局より資料1-1～1-4を使用して説明
それでは、ただいまの事務局の説明について、資料もございますので、御質問等がありましたらよろしくお願ひいたします。
- 天野委員 寄添い支援の中で、詳しい資料を拝見していますけれども、年齢は教えていただいてもよろしいでしょうか。6件の方々の年代をお聞きしてもよろしいですか。
- 後藤会長 個人名でなければ構わぬですか。
○天野委員 例えば30代とか40代とか。
○後藤会長 そういう年代でしたら。事務局の資料ございますか。
- 事務局 今日、御用意した資料で、手元にあるものにはなくて、自分の記憶の中でになってしまいますが、4番の方は当日お見えにならなかつたキャンセルの方なので、実際の付添いはしていなくて。5番の方は40手前、30代後半の方です。11番の方は、30代の方です。14番と16番の方と、18番の方は、ちょっと御高齢の方で60代だったかと思います。ちょっと正確な資料をこの場に持ってきてなくてすみません。
- 後藤会長 天野委員には、今の範囲でしか分からぬのですが、もしあれでしたら、次回までにちゃんと正しいものを。それと今日、この資料は後ほど返さなきやいけないですよね。
- 事務局 事務局ですが、こちらの資料は、個人名や年齢はふせておりますが、見る方が見てしまうと特定できてしまう可能性もあるものですから、この資料1の(2)と(3)と(4)、こちらにつきましては、退出するときに机の上に残しておいていただくようにお願いをいたします。
- 後藤会長 資料の取扱いに関して、各委員そのように御理解いただきたいと思います。資料1(2)で大体、付添い型がどんな形で実施されたかという、大まかなという言葉があれですけれども、その把握に留めていただきたいという解釈ございますけれども、よろしいでしょうか。
- 今の天野委員の対象者の年代等の御質問をいただきましたが、それ以外の御質問等、事務局の説明にありましたらお願ひいたします。
- 鈴木秀委員 冒頭にあるように、検察庁からの情報提供というかお願いがたくさんあり、いろいろ感謝しているところですけれども。今後も継続してお願いしたいところですけれども、これによって、こちらで良い点とか、改善してほしい点がありましたら教えていただきたいなと思ってます。
- 後藤会長 実際に携わった事務局の方、御返答お願ひいたします。
- 事務局 ありがとうございます。18件、検察のほうから情報をいただきまして、付添い支援を実施させていただいたのですが、まだまだ昨年度始まったばかりで、こちらも少しずつ進めていったところではあったのですが、窃盗ですとか、自宅侵入とか、比較的軽いものを紹介していただいたというか、案件として持ってきていたというところもありますが、やはり緑線について

いない、白色のものを見ていただくとおり、障がいがあったり高齢であったり、何らかの事情で支援の対象として、その先が救護所等ですとか、更生緊急保護での対応ということで、付添い支援に結びつかないものもございまして。

御本人さんが付添い支援を希望しないと成立しないものですから、比較的付添いをして、どうにか生活保護の申請なりにつなげられるような方をまずは始めてみるというところで、令和3年度はスタートしたので、全員が全員、全て付添いができたというわけではないのが、少し課題だったというところと。釈放ですか、いつ判決があるという情報をなるべく早くいただけるよう、今もお願いをしているところではあるんですけども。当日の付添いの方のスケジュールをお願いする際にも、その対象者がどういった方で、どういった支援につなげるのが一番適切かというのを、面談とか事前にさせていただく準備時間が短くて、どうしても早急にお願いして当日、付き添うということになってしまふのが、令和3年度は多かったものですから、もし早めに情報提供いただけましたら、例えば拘留中に一度面談ができたりして、対象者に適切な支援というのが、よりできるような形で付き添いをしたいなと思っています。

○後藤会長 鈴木委員、よろしいでしょうか。

○鈴木秀委員 なるべく早めに情報提供させていただきます。

○後藤会長 よろしくお願ひいたします。続きまして、松永委員、御質問どうぞ。

○松永委員 今、事務局が言ったとおりであります。まさに繰り返しになりますけれども。私が付添い支援では保護司ではないものだから。この場合は保護司の保の字も言わないようにという支援でございますので、その中でさっき「何かあつたら言ってください」ということなんですが。例えば立ち会ったときに、社協さんのほうが、あれだけの事前情報では、分からないと。我々が観察所からいただく場合は、事前資料が長くあるものですから、読めば分かるのですが。今回のこの件については、A4、1枚の大まかな情報しか分からない。地検さんもそれしか分からないのかも知れませんけれども。要は社協さんの担当者に言わせると、いつから無職なのか。いつから住所不定なのかということが、犯罪歴も含めて、知らないと非常に困るということであったわけですね。それは、どういう事例があったのかというのを申し上げますと、要はないいづくしでございますので、まず今日住むところ、食事するところがない。それでも何とか社協さんの力で、話をしたその日に泊るところを見つけていただいた。しかし、その施設へ行ったら、結果的には受け入れてくれたけれども、共同でお風呂に入るわけです。泥棒癖のある人と同じ風呂場に入れるわけにいかないというふうに、その施設さんから言われました。それは、一緒のお風呂ですから、脱いだものを盗む癖だってあるかもしれません。「そういう方は困ります」というふうに、施設のおかみさんはおっしゃって

ましたけれども、「なるほどな」と思いました。いずれにしましても、繰り返しになりますけど事務局がお話してくれたように、その方に事前にどういう寄り添い、どういうふうな見立てをしたらしいのかということは、極めて重要なことであって、短時間の中で、その方の住むところを2時間か3時間ぐらいで、社協さんの担当の優秀な方もいるから見つけてくれて、施設まで社協さんと私で、その方を御案内して、その日の寝るところを見つけることができたということでございました。そういう事例があったということを申し上げたいことと、今事務局が話したことを絶対的にしたいと思います。

○後藤会長

松永委員、ありがとうございました。個々の案件に関しては、かなりいろんな課題があることは承知いたしておりますが、それ以外の委員の皆様からの御質問、また今のように御意見でも結構ですし、いろんな忌憚ない意見をおっしゃっていただければと思います。

○南部委員

ちょっと確認ですが、4番の事例ですけれど、結果的には、執行しなかったということですが、資料を見ますと、県外の刑務所を出所という情報ですが、静岡保護観察所の方から、情報が入っているようですがこれはどういう形で入ったのでしょうか。

○吉原委員

生活環境調整の段階で確かに、引受人が知人でしたか、ちょっと不安定な引受人のところに帰るようなケースで、その後の釈放後の生活の見通しが立っておらず、以前、御本人が生活保護の受給歴があった。そういう関係もありまして、これは就労よりもまずは福祉につないで、生活の立て直しが必要ではないか。ちょっと知人のもとでは、心もとないのではないかということで、刑務所さんほうにお話、御相談を観察所からして、刑務所のほうで本人に話をしてもらったところ、本人のほうで静岡市の支援を受けたいという。そのときはそういう本人の意思表現だったのですが、結果的には釈放後、知人の出迎えがあったりした中で、ちょっと気持ちが変わられて、その時点ではせっかく付添い支援の体制を取っていたのにつながらなかつたというケースです。後に本人が自力で福祉事務所さんへ相談にいって、結果的には支援を受けられているような対象者なのかなと理解しております。

○後藤会長

よろしいでしょうか。

○南部委員

例えば、静岡に戻ってくる方法として、本当に乗車保護したりして、確実に目的地に行くような形を取っています。知能的な部分で、どこへ行っちゃうか分からぬ人がいるので。特別調整には至らないけれども、観察所につなぐに当たって、本当に新幹線まで切符を買って乗せてやって、静岡駅まで行って。列車を見送って、その列車番号を先方に教えて、着くようにするとかいう取扱いをしているので。もしこういう話があったときに、我々に話をいただければ、どういう体制で静岡に帰ってくるというのが、なかなか我々の情報では分からないというのが國のお恥ずかしい限りで、どこの刑務所から静岡へ帰ってくるというのは、我々の情報として一つもないというのが実情で

す。静岡市の計画と、国の計画が合わないというのは、そういうところですけど。

もし仮に他県から、帰る者がいるということであれば、私のほうから先方に連絡して「どういう対応をするのか」ということは確認できますので。そういう意味で「どういう形で情報が入ったのですか」という質問をしました。なかなか本人が出頭すると言って、出頭しないのが結構いるので、そこはうちも出るときに、駅まで行って切符を買ってやって、全てうちのほうでやってやった上で、列車に乗せるまで、最近は手厚くやっているというのが実情なので、また何か御相談いただければ、刑務所サイドでフォローアップできるというところもあるので、それで確認させていただいたということでございます。

○後藤会長 どうもありがとうございます。市というよりも観察所と刑務所との連携ということですか。

○南部委員 市からもし情報をいただいてもよければ。なかなか観察所さんからは、連絡しづらいところがあると思いますが、静岡市として付添い支援でやっていることであれば、直ちにその日に確認もできます。なるべく市の付添い支援に乗せてあげたいという気持ちはあるものですから。出頭しなかったということなので、もし情報をいただけるのであれば、国の組織として横並びで、他県の刑務所に確認できる場合もあるので、それはうちに情報をいただければ、そういう形で動きたいということでございます。

○後藤委員 どうもありがとうございました。そういう意味では、市も今後そのような、全く同じケースがあるかどうかは別ですけれども、刑務所につなぐようなことも御検討いただきたいと思います。

○天野委員 よりそいハンドブックのことですが、追加配布の希望は非常にいいことですが、関係機関の方々は、一般の市民さんに配布して足りなくなったということでしょくか。

○後藤会長 それでは事務局、今の御質問で、何部作ったのでしたか。

○事務局 1,000部です。

○後藤会長 配布状況とか御説明いただけますか。

○事務局 配布先といたしましては、保護観察所ですか、検察ですか、静岡刑務所、少年院等々で、数十冊置かせていただいております。なるべく対象者の方が見られるようにしているのと、行政の窓口一覧をたくさん載せたものですから、庁内の関係部局のほうにも、数冊ずつ配布をしておるところです。市民や対象者の方に見ていただくために、もともと作りましたが、庁内の関係部署に配布をしたときに、相談員やケースワーカーとか窓口で対応する者にとっても、このハンドブックが参考になるということで、追加の希望がありましたりしていて、数が限ります中ではあります、追加でお配りしています。

令和3年度の事業だったものですから、令和3年度の予算の中で印刷をして、

配布をしたというものになっております。今後のこととは、また増刷の必要があれば、検討したいと思います。

○後藤会長

事務局、ありがとうございます。天野委員、よろしいでしょうか。

○天野委員

非常にコンパクトで分かりやすい内容ですね。ありがとうございました。

○後藤会長

そういう意味では、増刷できる予算があれば、今までには、なかなかこういったものがなくて。検討いただきたいと思います。後はいかがでしょうか。

○間委員

今回の付添い支援の実績としては、ほとんど検察庁ということで、本来であれば、こういった事件を起こした時点で弁護人がついていることが多いはずですので、弁護人からも、こういった相談をさせていただくように、今後弁護士会でも周知させていただきたいと思っております。質問ですけれども、支援員さんは、基本的に保護司さんが今なさっているという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

はい。そうです。

○間委員

対応の項目を見させていただくと、結構、多岐に渡っていて、生活保護の申請を申請すればいいというものではなくて、居宅の確保をどうするかとか、あるいはその方に御病気があったり、あるいは精神障がい等の障がいがありたりとか、そういう場合の対応を考えますと、非常に支援員さんの負担が重いかなと思います。弁護士が刑事事件をやっているときに、そういったことに気づいて支援をする場合は、社会福祉士さんで今後の福祉、必要な福祉についてコーディネートしてくださるような方につないで、この人には、こういう支援が必要だという計画を作ってもらって、釈放した後につないでいくというようなことをやることがあります。そういったコーディネート的な立場の人が、どこかで入らないとちょっと大変なんじゃないかなと。

支援員の方に相談がきたら、もちろんいろんなところの窓口に相談なさっていると思いますけど、それを今後、充実させて負担を重くしないようにし、より支援を受ける側にマッチした支援を受けてもらうようなことを考えると、そのあたりのコーディネート的な立場の人というか、どこかで入っていないといけないのかなということを素朴に思いました。私は実情が分かっていないので、ピント外れなことを申し上げているかもしれませんので。そこは、こういうふうに実際はしているというのがあれば教えていただきたいのですけれども。そういうことを感想として思いました。後は、生活保護申請だけとっても、居宅がなければ普通は申請してから、まずはどこに住むかということが問題になるわけで、そういったことまで、この制度の枠組みの中で対応できているという理解でいいのか、それともそこは、支援員さんの裁量で動いて確保していただいているのかとか、そのあたりの実情を教えていただけるとありがたいと思っています。

○後藤会長

事務局、返答お願ひいたします。

○事務局

御質問ありがとうございます。おっしゃるとおりで、コーディネート役という

のが、今ない状態で事業をやっているのが実情でして、検察のほうからお話をいただいたときに、検察の社会福祉士の方と市と付添い支援員さんとで、調整をして、地域の生活支援課の窓口にアポをとって、付添いをするという形で、今現状、この6件はやっておりまして。生活保護を申請すればいいだけではなくて、その日にどこに住むのか、その日以降もずっとそこに居続けられるのかという問題も当然付随してきていて、そのあたりも生活支援課の申請のときに、一緒に調整をしてもらって、何とか生活の立て直しまで、たどり着けるような形で、実施しているのが現状です。今のところは、付添い支援員さんには、出所してから窓口までの付添いの部分として、申請の時も補助でついてきていただいて、分からぬところをサポートしながら、一緒に聞いて申請をしていただくということをお願いしています。その付添いの部分だけでは、足りないと言いますか、その方が必要な支援にたどり着くところまでのプランをきちんと考えて送り出すというのが本来の事業だと思っておりますので、今後、どのようなやり方になるか分からぬですけれども、コーディネート役のような方ができれば、もう少しうまく回る事業かなと思います。よろしいでしょうか。

○後藤会長 ありがとうございました。今のことに関して、松永委員も実際、携わっていらっしゃる。

○松永委員 弁護士会のほうに質問ですが、新聞の切り抜きは拝見させていただきました。我々は保護司であったって、この事業では保護司じゃないわけで、寄添い支援員としてほぼボランティアでやっています。弁護士さんのほうに依頼したときに、無報酬でやっていただけるものなのかなどうなのかなということをお尋ねしたいと思います。

○間委員 弁護士がこういうことに関わる場合は、幾つかパターンがあります。刑事案件として関わる場合は、国選弁護人であれば、報酬が出ます。ただ刑事弁護人としての仕事というのは判決まで、あるいは釈放されるまでしかありませんので、そういう意味では、弁護人の仕事が終った後は、弁護士の職務としては、そこでおしまい。その後はどうするということになると、仮に何かするとすれば、基本的にはボランティアでやるかどうかという話になってくると思います。実際にそれを弁護士がやるかというと、弁護士も個人経営者の集団ですので、弁護士主体というか、基本的にはボランティアでやるかと言われれば、多分やらない人がほとんどじゃないかなと思います。

例えば、やることに関して、生活保護の申請なんかは、別途、生活保護の申請同行という報酬が出るシステムがあったり、あるいは借金の相談とか、法律相談という意味で言えば、法テラスという弁護士の立替え制度を使って、費用が出るとか、そういうのと結びつけられれば弁護士も入りやすくなるのですけれども。今の御質問にお答えすると、「ボランティアでやる人がいっぱいいますか」というと、あまりいないというのが実情だと思います。

そうすると判決が終わった後に、どこまで弁護士が再犯防止に関わられるかというと、ちょっと制度上、弁護士が関わるような枠組みというか、制度としてはないという状況だろうと思っています。さっきの話でいうと、釈放されるまでに、そういういたコーディネータとかとつないで、計画をつくってもらい、裁判が終わったら、そういういた方々に引き継ぐというやり方をやっている弁護士はやっているというのが、今の実情かなと思います。

○後藤会長 ありがとうございます。今のお返答でよろしいでしょうか。

○松永委員 はい。

○鈴木久委員 今、居住の話が出ましたが、今日生活保護申請して家がない、どうするかということをやっていたのは私たちです。生活支援課から連絡が来て、社協さんから連絡があつたりして。昨日も、そういう方がいらっしゃいました。夕方5時に連絡がありました、6時にはお家に入りました。不動産屋さんとか大家さんとそのような関係を構築しております。皆さん多分、型にはまつたことをやろうとするのが多いのかなというところで。僕らは、型にはまらないという居住支援をしていまして。周りから見れば破天荒かもしれないですが、制度に当たはまらない人、こういう人たちをどう救っていくかというところで、僕は人間関係を静岡市内にばんばん作って、いろんな方に協力してもらっています。民生委員さんもそうです。普通の一般の方にもいろいろ協力してもらっています。NPOもいっぱいありますけれども「実はこういうことをやっている」という団体もあります。そういう方たちと連携を取りあってやっているというのが現実であります。静岡市にホームレスが少ないというのは、僕たち去年、居住支援法人3団体で、ホームレスの方にこちらから声をかけて、ほとんどお部屋に入れてしまったということがあります。だから県の発表で6人しかホームレスがいないという話でしたけれども、ほとんど、私たちで20人、30人ぐらい支援をやっています。

今、ネットカフェ住民がいますので、こういう方たちも積極的にアウトリーチの形で国交省と一緒にになって、私たちがネットカフェに行って声をかけて、ホームレスを減らしていくということをしております。

○後藤会長 ありがとうございます。本当に住居に対して困っている、出所の方が大勢いると思います。また改めて、具体的にそのプロセスをお教えいただきたいと思います。

○佐々木委員 詳しい方にお聞きしたいですが、付添い支援で窃盗の方で、その後の結果は養護老人ホームのショートステイ利用予定となっていますが、このショートステイを利用するには、全てその方の身上関係を伝えるのか、ということをお聞きしたいです。

○後藤会長 今の御質問に対して、事務局よろしいですか。

○事務局 この方は、御高齢で頼れるところもなかったということなので、区の高齢介護課につないだ方です。詳細と言いますか、どのような形で入所の手続をする

かというところまでは、把握していないです。次回までに確認しておきます。
○佐々木委員 身上関係を全部、伝えた上で入所させるということなのか。それとも身上、今までの経歴を全部隠して入所するのか、ということをお聞きしたいです。

○事務局 高齢介護課に確認をしてみます。

○後藤会長 改めて事務局のほうから確認した上で報告をさせていただきます。それでは、議事4「次期計画の策定について」で、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「次期計画の策定について」資料2を使用して説明。

○後藤会長 事務局ありがとうございました。質問よろしいですか。

今、市民アンケートをしていて、7月に速報値が出るというお話ですが、それは次の第2回再犯防止推進協議会の前に、私たち委員には何か情報提供いただけるとか、予定はあるでしょうか。

○事務局 まとめ次第、速報値をお出しすることは可能です。郵送になるか、会議の場ではないかもしれません、何らかの形で提供することは可能です。

○後藤会長 個人的な意見ですが、次回の会議の前に市民の方々の意識がどんな感じかということが知り得れば、また9月の会議にいろんな意見が出るかと思いますので、一つよろしくお願いしたいと思います。

それでは、今の事務局の説明、資料4までのところで御意見等いただきたいと思います。

○天野委員 2点あります。資料3ですが、初犯者数の増減に再犯率が左右されるというのは、計画策定委員会の頃もそういう説明がありましたが、これは、再犯者数がすごく減っても、初犯者数とミックスされて、上がってしまうという意味ですね。

○後藤会長 初犯が少ないと結果的に再犯率が上がる可能性があるということですね。

○天野委員 個人的に釈然としないです、何かもったいないような感じが。再犯者数が減っているところを全面に出したいというか、そういう(統計)方法が他にないのかという疑問が一つあります。2つ目ですが、この市民意識調査4枚目の質問で「その他」になって、別に括弧で理由とか書かれますか。参考までに理由を書いていただくと、情報が収集できるかなというのを考えたものですから。「そこまでは必要ないですよ」という考え方で、その他で終わっているのでしょうか。

○後藤会長 確認いたします。今の天野委員の御質問の2つ目の御質問のほうは、次期計画の成果指標の中の市民意識調査による指標の設定のところの、問「あなたは、犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか」の中の4、その他の部分の「その他」というところに関しての御質問ということですね。

○事務局 「協力したい」「協力したくない」「分からない」「それ以外の方」という意味で4番「その他」は作ってあります。その他が書く必要がないよという御意見ですか。

- 天野委員 書く必要性がないという設定ですかということです。
- 事務局 質問上は、その他に括弧が設定された状態で、市民の皆さんに聞いています。参考資料としてお配りしております、令和4年度静岡市市民意識調査「私はこう思う」というホッピキス留めの資料がありまして、こちらの一番最後のページを1枚めくっていただいたところに問5として「協力したい」「協力したくない」「分からぬ」「その他」の後に、1から3のどれにも当てはまらないということは、どういうような思いなのかというところを書く欄を設けてございます。
- 後藤会長 承知しました。他の委員の方から御質問、御意見等あれば。
- 津富委員 もう調査なさっているのでこの調査内容自体にどうこうはありませんが、県大で矯正社会の調査をやったことがあって、その時は外国人の人が近所にいたら助けますか、とかいろんなタイプを想定して。犯罪をした人もそうなっていますかみたいな質問を入れると犯罪をした人は圧倒的に低いんですね。今回は、単発で捉えるので今度は変化をみないといけないんですけども。もう一つの見方として、県大でやった調査のようなものがもしできるのであれば、そういうところで犯罪者に対しての市民の意識がほかの困りごとを抱えている人に対してと、そんなに違わない結果になることも、記録されてもいいのかなと。今回の調査も犯罪をした人というのをテーマにしていると思うのですが、もしかすると再犯防止の質問ページのみ抜粋なのでほかの質問ページで似たような質問があるかもしれませんけど。もしそういう高齢者の方とか、一人暮らしの方とか、身近にそういう方がいたら、という質問がどこかで取れるのであつたら取られたらいいかと思います。
- もう一点目は、質問ですけれども、再入率は静岡市民のみを対象にした数字を出すのが難しいというのは、静岡市単位で再入率は、要するに補足できないという理解でいいんでしょうかね。再入率は人をおっかけないと取れないので、例えば検察だとか、保護観察所とかが自分のところで継続した人たちが、もう一回入ってきたところを見るしかないですけれども。検察も保護も同じ法務省のシステムを持っているはずだと思いますが、もちろん再犯、捕まつた人が再犯だと分かる、その数字を使っているんですけども、インの、つまりつかまつた時点でどうかではなくて、一回インになった人を追っていくて、もう一回インするかどうか。そのデータは、テクニカルに取れないと御判断された。その辺が知りたいですけれども。
- 事務局 現行の再犯防止推進計画の策定の際にも、同様の検討をいたしまして、津富先生のおっしゃるような数字の出し方ができるじゃないかと。
- 後藤会長 それは2つ目の質問ですね。
- 事務局 確かに津富先生のおっしゃるようなやり方もあるかとは思いますが、静岡市の再犯防止の推進のためだけに、検察とか、県警といったところに具体的な数字を出していただくというのが難しいところで、作業量と言いますか、難しい

というような御意見をいただきました。静岡市の再入率といったときに、どの時点で静岡市に住んでいれば、静岡市の再入率としてカウントするかというところもあるのかと思いまして。なかなか数字として採用しにくいように事務局では検討しております。以上です。

○津富委員

逆に言えば、再犯者を数えることは、それほど負担にならないと考えるんですね。それも静岡市で特別、再犯者を数えていると思うんですけれども。

○事務局

静岡市として、再犯者の数というのは、独自にはカウントしておらず、東京矯正管区の統計の数字から情報提供をいただいて、静岡市の3つの警察署で検挙された方の数から数字を拾っているというのが現状でございます。

○津富委員

また後で。矯正管区そのものは警察じゃないので、どこかの数字を拾っているんだと思います。もう一つは、今回、今後どうなっているか分からないうちですけれども。今回の特別データを見ると、検察からケースをいただいて、それでフォローアップするという形になっていて、トータルで静岡市をどうこうという数字は、制限があると思いたいところですけれども。実際にフォローされたケースがどのくらいがうまくいったか、だと思っているので。この方々がどれだけうまくいったかというのは、成果指標的に追われたらどうかなと思います。

○後藤委員

御意見。

○津富委員

そうですね。提案ですね。

○事務局

ありがとうございます。そちらの実際に支援につなげた方が社会復帰と言いますか。どこまでその方を追つていいかというのも、正直なところ難しいところです。そういう中でも一定の期間を定めて、例えば生活保護につなげた後、またほかの支援につなげた後に実際に就労につながった。それ以後、特段生活保護の申請等、困りごともなく暮らしていらっしゃるという方が、追えるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○津富委員

そこまでしないと、P D C Aが回らないと思います。

○後藤会長

どうも津富委員ありがとうございました。それ以外の委員の方から、御質問。

○松永委員

静岡市にお願いなんんですけど。私が10町、例えばここでいうと追手町の町内会町、両替町の町内会長、呉服町の町内会長など要は、そういう町内会の会長さんのところに活動資金を保護司会としてはもらいに行っているわけです。私だけですけど。そんなにみんな一人、自分の町内会だけですけど。私の場合は、どういうわけか10町と1連合会か、11を歩いているのですけど。だけど、誰一人、このことについては、この間、市議会だよりを見ましたけども、こういうことについてのことを知っている人は、誰一人いませんでした。ぜひ今後、こういう取組を今、静岡市は誰一人取り残さないという再犯防止をやっているということが、言葉で再犯という言葉がいいかどうかは、あまり犯罪ですから、いい言葉じゃないことは分かっていますけれども。

ぜひせっかくこれだけのことを静岡市が取り組んで、またここにいる御列席の皆さんも、御立派な方々なので、ぜひこういう取組を静岡市がやっているということを他の市がどうのこうのではなくて、他の市と比べるのではなくて、この市がこれだけのことをやっているということをぜひ、御認識いただければ。今、取組中なものですから、お金をもらいにいってるのは。ぜひ広報を通じて、福祉総務課のほうにお願いできればというふうに思うのが私のお願いでございます。

○後藤会長

松永委員、どうもありがとうございました。またそういった意見に関しましては、市のほうに反映していただきたいと思いますので、また御検討いただきたいと思います。それでは、皆様よろしいでございましょうか。若干、時間も過ぎておりますけど、いろいろありがとうございます。

今日、いろいろ皆様方からいただいた御意見とか、参考にしながら、また事務局のほうは計画素案の調整に入っていたいきたいと思いますので、今日は具体に答えられない部分がありました。そこはまた改めて、委員の方々にお伝えいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の審議事項は全て終了しましたので、以上をもちまして本日の協議会は終了させていただきます。

閉会

署名

静岡市再犯防止推進協議会 会長

後藤清雄